

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 7 号	
件 名	生活保護法外援護費の拡充を求めることについて	
要 旨	<p>新潟市は昨年8月事業仕分けを行い、生活保護法外援護費について、評価会議への必要性事業の説明で「夏期・年末見舞金は、時節柄の特別な消費需要がある一方、被保護世帯は一般世帯と違い、貯蓄の活用や親族からの支援がほとんど期待できない状況にあることから、被保護世帯の方にも一般世間並みの暮らし向きができるようにと考え支給しているものです」と述べ、目指す成果においては、「夏期・年末見舞金は、時節柄の特別な消費需要に対して支援し、被保護世帯の経済的負担及び精神的負担を和らげることで」と強調されました。</p> <p>外部評価会議は、外部委員7名中5名が「市実施（実施方法改善、予算縮小など要改善）」と判定しましたが、外部委員の中からは、「金額だけの問題でなく、この制度は生活保護世帯の方に精神的な喜びを与える制度であることから継続すべき」などの意見も出されました。</p> <p>新潟市は、12月定例会での説明では、「経済不況の中でふえ続ける失業や就職難、高齢単身世帯の増加などで今後、生活保護世帯の増加が続くと見込まれることから、制度を維持していくことは困難とし、年末慰問品は平成23年度から廃止。夏期・年末見舞金は平成24年度現行それぞれ8,000円を4,000円にし、平成25年度廃止する」と示されました。</p> <p>昨今、稼働能力保持者の生活保護世帯が増加している背景には、働く人々の生活に責任を負わない経済界の利益第一主義と非正規雇用などの雇用形態をつくり出した政府に大きな責任があります。</p> <p>多くの生活保護世帯は、毎日の食事を減らしたり、入浴回数を減らしたり、スーパーの安売り時間をねらって食品の買い出し、冷暖房費の節約等々、節約に節約をしてぎりぎりの暮らしをしています。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>	
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 2 月 23 日	第 1 項 第 2 項 } 市民厚生常任委員会
受 理	平成 23 年 2 月 18 日	第 5 8 5 号

生活保護世帯にとって、年末慰問品は生活必需品として喜ばれ、また、夏期・年末見舞金は墓参りや仏壇参り、親戚あいさつ、子、孫へのお年玉、日ごろ買えない衣類や防寒着の購入等々、金銭的な喜びだけでなく、「墓参りに行ける」「正月を迎えられる」など精神的な励ましと喜びになっています。

過去に夏、冬には「商品引換券」の支給があり、大変喜ばれていましたが、平成18年の決定で削減、廃止されました。

日本の習慣として、盆暮れには普段にはない特別の出費があります。生活保護世帯は一般世帯と違い、貯蓄の活用や親族からの支援がほとんどないことから、新潟市は生活保護世帯にも一般世帯並みの暮らし向きができるようにと法外援護の制度をつくり、改善を重ねて約半世紀もの間、継続されてきた貴重な制度です。

新潟市が長い期間、憲法第25条の精神に基づき、社会保障と福祉の政策として実施してきた「年末慰問品」「夏期・年末見舞金」の廃止、及び削減、廃止は、商品引換券の廃止に追い打ちをかけ、生活保護世帯にとっては「生活保護世帯は、お盆や正月は迎えなくともよい」と言われているに等しい仕打ちではないでしょうか。

今日の経済事情から将来に不安を感じ「物を買ひ控える」国民感情が多くある中、法外援護費の制度をなくすのではなく、むしろ制度を拡充することが必要と考えます。

最低限度の生活実態の中でも、安心してお盆、正月を送ることができるように法外援護費の継続、拡充をされますよう下記の事項について陳情いたします。

記

- 1 年末慰問品を廃止しないこと。
- 2 夏期・年末見舞金を減額、廃止しないで拡充すること。